

平成 28 年 7 月 1 日
兵庫県住宅供給公社

県外若年世帯及び三世代隣居・近居世帯に対する家賃減額制度について

高齢化が進む公社賃貸住宅のコミュニティの活性化と県外からの移住を促進するため、「県外若年者世帯」又は「三世代隣居・近居世帯」の要件を満たす公社賃貸住宅の契約者を対象に平成 28 年 7 月 1 日から新たな家賃減額制度を開始します。

1. 対象物件

全ての公社賃貸住宅（一般賃貸住宅、住市総賃貸住宅、公社直接供給型特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅）

2. 申し込み資格

(1) 県外若年世帯の家賃減額

- ① 申し込み時点において住所が兵庫県外にあり、かつ夫婦（婚約及び内縁関係を含む）の合計年齢が 80 歳未満の世帯であること。（婚約の場合、いずれの方が県外であれば資格あり。）
- ② 婚約者と申し込む場合は、契約後 3 か月以内に入籍（内縁関係を含む）できること。

(2) 三世代隣居・近居世帯の家賃減額

- ① 「親世帯」と「子孫世帯」の両世帯を合わせると、親、子、孫の三世代となる必要があります。
- ② 「親世帯」とは、兵庫県内に居住する「夫婦のみ」又は「60 歳以上の単身者」の世帯、「子孫世帯」とは、同居者に中学校を卒業するまでの子供がいる世帯です。
- ③ 親世帯と子孫世帯のそれぞれが、同じ対象物件に新たに契約して入居することで、「隣居」となり、親世帯、子孫世帯とも家賃減額が受けられます。
- ④ 既に入居中の親世帯又は子孫世帯と同じ対象物件に新たに契約して入居す

る場合、又は対象物件の小学校区（対象物件の小学校区と接する地点が、対象物件から1km以内である隣接小学校区を含む）内に居住する世帯と親子関係にある世帯が新たに契約して入居する場合は「近居」となり、新たに入居する世帯のみ家賃減額が受けられます。

⑤ 既に、対象物件の小学校区（隣接小学校区を含む。）内に居住している場合、「近居」での申し込みはできません。

⑥ 親世帯と子孫世帯がお互いに連帯保証人になることはできません。

◆ 「県外若年世帯」、「三世代隣居・近居世帯」とも、申し込み資格が確認できる書類を提出いただくことになります。

◆ 「県外若年世帯」、「三世代隣居・近居世帯」の併用、その他公社が実施する家賃減額制度と併用して減額を受けることはできません。

3. 家賃減額内容

(1) 入居月（入居月が1か月に満たない場合は翌月）から2か月間のフリーレント、さらにフリーレントの翌月から3年間（36か月間）、月額家賃（共益費を除く）の2割相当額（減額する額は100円未満切捨て）の家賃減額を行います。

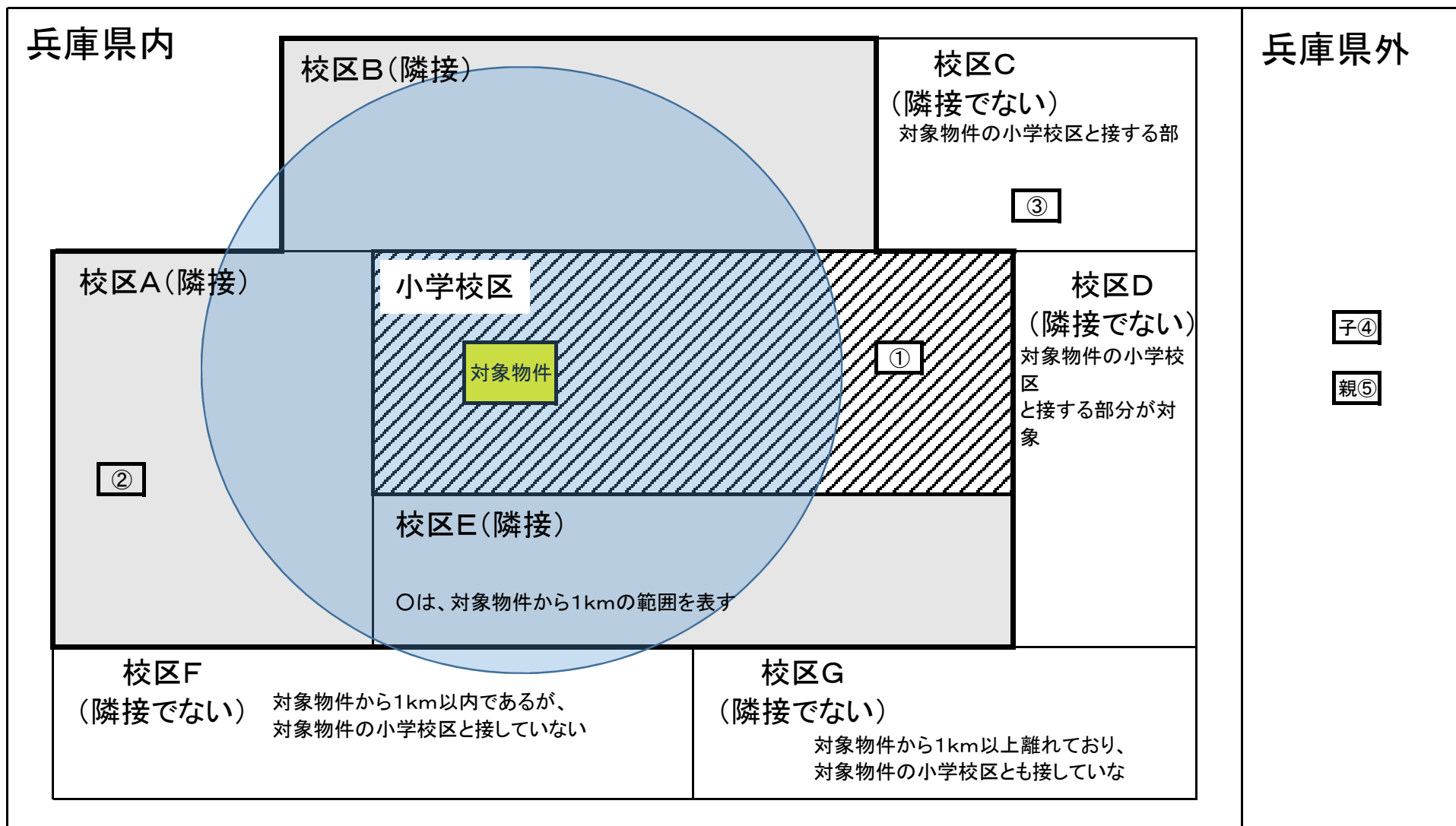
(2) フリーレントは、賃貸借契約が1年間継続することを前提に行うものです。従って、契約日から1年を経過するまでに、借主側の事情によって賃貸借契約が終了したとき、又は家賃の滞納があったときは、フリーレントを取り消し、家賃相当額をお支払いいただきます。

(3) 家賃等の滞納があったときは、滞納月以降の減額制度を取り消します。

(4) 三世代隣居・近居世帯補助において、入居後、死亡等により三世代世帯を維持できなくなった場合でも、期間満了まで家賃減額を受けることができます。

以上

三世代近居における申込者



(家賃減額対象の範囲_例)

1. 親世帯と子孫世帯がそれぞれ新規に契約(現住所はどこであっても良い) ⇒ 隣居
2. 対象物件に居住する親世帯又は子孫世帯と親子関係にある世帯が新規に契約(近居) ⇒ 隣接小学校区内に住んでいる①、②は家賃減額対象外となる
3. ②と③の組み合わせでは、隣接小学校区外に住んでいる③が家賃減額対象となる
4. ①と②の組み合わせは家賃減額対象外である(既に近居である)